

## 富士市公告第424号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年12月8日

富士市長 小長井 義正

### 1 業務概要

- (1) 業務名 田子の浦港のにぎわい空間における飲食施設運営業務
- (2) 業務内容 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項第1号の規定に基づき市が占用している県の公共空地を活用し、港の更なるにぎわい創出に向けて、民設民営で事業者が飲食施設を運営する。
- (3) 業務場所 富士市前田字浜地894番地の7（漁網倉庫跡地）
- (4) 履行期間 上記占用に係る県の許可日から3年間とする。（手続き次第で継続して営業可能）。  
※工事着手は当該許可日以降となる。
- (5) 営業開始日 基本協定締結後、1年以内を予定すること。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止

- 等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (6) 食品衛生責任者を現場責任者として配置できること。
- (7) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。

### 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年12月8日（月）から同月26日（金）まで
- (2) 交付書類 ア 田子の浦港のにぎわい空間における飲食施設運営業務公募要領（以下「公募要領」という。）  
イ 様式集
- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。  
なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

### 4 現地説明会の開催

現地説明会を下記のとおり開催するので、参加を希望する場合は申請すること。

- (1) 開催日時 令和7年12月15日（月）午後1時30分から午後3時まで（予定）  
午後1時30分までに漁網倉庫跡地に集まること。
- (2) 受付期間 令和7年12月8日（月）から同月11日（木）まで  
(最終日は、午後3時までとする。)
- (3) 受付方法 現地説明会参加申込書（様式1）に記入の上、電子メール又はファックスで富士市産業交流部産業政策課に提出すること。
- (4) 留意事項 公募要領を持参すること。

## 5 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年12月8日（月）から同月17日（水）まで  
(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問票（様式2）に記入の上、電子メールで送付すること。  
また、質問票を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。  
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。  
メールアドレス [sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp)  
電話番号 0545-55-2816（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年12月18日（木）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、公募要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 6 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年12月8日（月）から同月26日（金）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課（市庁舎5階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）  
又は郵送（提出期限までに必着のこと）
- (4) 提出書類 指定の様式による（様式3から様式5まで（様式5は必要に応じて提出））。

## 7 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和8年1月13日（火）から同年2月27日（金）まで  
(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問票（様式2）に記入の上、電子メールで送付すること。  
また、質問票を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。  
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。  
メールアドレス [sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp)
- (3) 質問回答日 令和8年3月4日（水）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、公募要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに係る企画提案書等の提出については下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年1月13日（火）から同年3月11日（水）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課（市庁舎5階）
- (3) 提出方法 企画提案書（様式6）、提案者の業務（会社）概要（様式7）に記入の上、持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

## 9 手続日程

- (1) 令和7年12月8日（月） 公告
- (2) 令和7年12月17日（水） 質問票提出期限
- (3) 令和7年12月18日（木） 質問回答の公表
- (4) 令和7年12月26日（金） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和8年1月7日（水） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年1月13日（火） 企画提案書等受付開始
- (7) 令和8年2月27日（金） 企画提案書等に関する質問票提出期限
- (8) 令和8年3月4日（水） 企画提案書等に関する質問回答の公表
- (9) 令和8年3月10日（火） プロポーザル参加辞退届の提出期限
- (10) 令和8年3月11日（水） 企画提案書等提出期限
- (11) 令和8年3月16日（月） プレゼンテーション及びヒアリング
- (12) 令和8年3月中旬 優先交渉権者の特定等結果通知発送
- (13) 令和8年3月下旬 基本協定締結

## 10 その他（留意事項）

- (1) 企画提案書等の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- (2) 企画提案書等の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- (5) 審査委員が特段の専門知識を有しなくても評価が可能な企画提案書等を作成すること。  
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとすること。
- (6) 文字の大きさは原則として11ポイント以上とし、A4フラットファイルにファイリングしたものを、正本1部、副本8部を提出すること。

- (7) 企画提案書については、下段余白中央にページ番号を付すこと。
- (8) 詳細は、公募要領に定めるとおりとする。